米子市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 個人情報取扱事務の届出等 (第3条)
- 第3章 保有個人情報の開示等(第4条・第5条)
- 第4章 米子市情報公開・個人情報保護審査会への諮問(第6条)
- 第 5 章 雑則 (第 7 条 · 第 8 条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、 監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、財産区管理会及 び水道事業管理者をいう。
 - (2) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員を含む。)をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法 及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第50 7号)において使用する用語の例による。

第2章 個人情報取扱事務の届出等

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下この項から第 3項までにおいて「個人情報取扱事務」という。)を開始しよう とするとき(当該個人情報取扱事務に係る個人情報ファイルにつ いて、法第75条第1項の規定により個人情報ファイル簿を作成 する場合を除く。) は、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後においてこれらの規定による届出をすることができる。
- 4 市長は、前3項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に 供しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、次の各号のいずれかに該当す る個人情報については、適用しない。
 - (1) 実施機関の職員又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。)の職員若しくは役員の職務の遂行に関するもの
 - (2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者の人事に関するもの
 - (3) 公報、出版、報道等により公にされているもの
 - (4) 一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が第1項の規定による届出 の必要がないと認めたもの

第3章 保有個人情報の開示等

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

- 第5条 保有個人情報の開示は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の種別に応じ、同表の中欄に定める方法(実施機関が保有する機器又は電子計算システム(電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従って自動的にデータを処理するシステムをいう。)により実施することができる方法に限る。)により行うものとする。
- 2 法第89条第2項の規定により開示請求をする者(次項及び第 3項において「開示請求者」という。)が納付しなければならな い手数料の額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録されて いる地方公共団体等行政文書の種別及び同表の中欄に掲げる開 示の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。
- 3 開示請求者が保有個人情報の写しの送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの送付に要する費用は、開示請求者の 負担とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る。以下この項において同じ。)の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの交付に係る第2項の手数料又は前項の費用を減額し、又は免除することができる。
- 5 第2項の手数料及び第3項の費用(次項において「手数料等」 という。)は、保有個人情報の開示を受ける前に納付しなければ ならない。
- 6 既に納付した手数料等は、還付しない。ただし、市長がやむを 得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

第4章 米子市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

- 第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、米子市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。
 - (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

第5章 雜則

(施行状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、公 表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(米子市個人情報保護条例の廃止)

第2条 米子市個人情報保護条例(平成17年3月米子市条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の米子市個人情報保護条例(以下この項から第3項までにおいて「旧条例」という。)第3条第3項又は第10条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(第2号及び第3号において「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する

実施機関(以下この項、第3項及び第4項において「旧実施機関」という。)に属する地方公務員法第2条に規定する地方公務員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員を含む。)(以下この号において「旧実施機関の職員」という。)である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

- (2) 前条の規定の施行前において、旧実施機関から旧個人情報の処理その他の旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者(以下この号及び第5項において「旧受託者」という。)又は当該旧受託者が当該委託を受けた業務(第3項第2号及び第5項において「旧受託業務」という。)に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において、旧実施機関により旧個人情報の処理その他の旧個人情報の取扱いを伴う業務を行うものとされた旧条例第10条に規定する指定管理者(以下この号及び第5項において「旧指定管理者」という。)又は当該旧指定管理者が行う業務(第3項第3号及び第5項において「旧指定管理業務」という。)に従事していた者
- 2 前条の規定の施行の日前に旧条例第11条第1項若しくは第 2項若しくは第3項(これらの規定を旧条例第24条第5項において準用する場合を含む。)、第21条又は第22条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(第4項において「旧保有個人情報」という。)及び同条第7号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正(追加及び削除を含む。)並びに利用の停止、消去及び提供の停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第37条第2項に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第1項第1号に掲げる者
- (2) 前条の規定の施行前において受託業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において指定管理業務に従事していた 者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定 の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を 同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る 目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万 円以下の罰金に処する。
- 5 旧受託者若しくは旧指定管理者の代表者又は旧受託者若しく は旧指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が、その旧受託 業務又は旧指定管理業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、当該旧受託者又は旧指定管理者に対しても、 各本項の罰金刑を科する。
- 6 前3項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 第4条 附則第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

保有個人情報が記録	開示の方法	手数料の額
されている地方公共		
団体等行政文書の種		
別		
1 文書又は図画(フ	閲覧	零
イルムを除く。以下	写しの交付	次の各号に掲げる写
この項において同	子しの文刊	しの交付の方法の区
じ。)		
		分に応じ、当該各号に
		定める額
		(1) 複写機により
		用紙に複写した
		ものの交付(次号
		に掲げる方法に
		該当するものを
		除く。) 用紙1
		枚につき 10円
		(2) 複写機により
		用紙にカラーで
		複写したものの
		交付 用紙1枚
		につき 20 円
		(3) スキャナによ
		り読み取ってで
		きた電磁的記録
		を光ディスク(日
		本産業規格 X
		0606 及びX6281
		に適合する直径
		120 ミリメートル

の光ディスクの 再生装置で再生 することができ るものに限る。) に複写したもの の交付 光ディ スク(日本産業規 格 X 0606 及び X 6281 に適合する 直径 120 ミリメー トルの光ディス クの再生装置で 再生することが できるものに限 る。) 1枚につき 100 円に当該文書 又は図画1枚ご とに 10 円を加え た額

ĺ	1	1
		ものの交付
		光ディスク(日
		本産業規格 X
		6241 に適合す
		る直径 120 ミリ
		メートルの光
		ディスクの再
		生装置で再生
		することがで
		きるものに限
		る。) 1枚につ
		き 120 円に当該
		文書又は図画
		1 枚ごとに 10
		円を加えた額
	市田松田によりかゆ石	#
2 図画(フィルムに	専用機器により映写	零
2 図画(ノイルムに 限る。)	専用機器により映与したもの又は用紙に	苓
		苓
	したもの又は用紙に	次の各号に掲げる写
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写しの交付の方法の区
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写 しの交付の方法の区 分に応じ、当該各号に
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写 しの交付の方法の区 分に応じ、当該各号に 定める額
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 用紙に印刷し
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写 しの交付の方法の区 分に応じ、当該各号に 定める額 (1) 用紙に印刷し たものの交付(次
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 用紙に印刷したものの交付(次号に掲げる方法
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 用紙に印刷したものの交付(次号に掲げるもに調するものはまするもの
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写しの方法の区分にの方法各号に 分にの方法各号に 分に の の の の の の の の の の の の の の の の の の
	したもの又は用紙に印刷したものの閲覧	次の各号に掲げる写 しの交付の方法各号に 分に応る額 (1) 用紙に印付(方と 号に掲げするも 号に該当するもの を除く。) 用紙 1 枚につき 10 円

1	I	
		の交付 用紙 1
		枚につき 20 円
3 電磁的記録のう	専用機器により再生	零
ち、録音テープに記	したものの聴取	
録されているもの		
又は音声ファイル		
4 電磁的記録のう	専用機器により再生	零
ち、ビデオテープに	したものの視聴	
記録されているも		
の又は動画ファイ		
ル		
5 電磁的記録(3の	ディスプレイその他	零
項又は4の項に該	の出力機器により出	
当するものを除	力したものの閲覧	
< 。)		
	写しの交付	次の各号に掲げる写
		しの交付の方法の区
		分に応じ、当該各号に
		定める額
		(1) 用紙に出力し
		たものの交付(次
		号に掲げる方法
		に該当するもの
		を除く。) 用紙
		1 枚につき 10 円
		(2) 用紙にカラー
		で出力したもの
		の交付用紙1
		枚につき 20 円
		(3) 光ディスク(日

本 産 業 規 格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートル の光ディスクの 再生装置で再生 することができ るものに限る。) に複写したもの の交付 光ディ スク(日本産業規 格 X 0606 及び X 6281 に適合する 直径 120 ミリメー トルの光ディス クの再生装置で 再生することが できるものに限 る。) 1枚につき 100 円に当該電磁 的記録1ファイ ルごとに130円を 加えた額

(4) 光ディスク(日本産業規格X6241 に適合する直径120ミリメイストルの光デモンスクの再生装置が再生するものに限

るもデ業適ミ光生るも枚当1に額ののス格すメイ置とにつ電ア門をなインでが限き磁イをしたの再でる。)円記ごえいの再する1に録とた130の再する1に録とた

備考

- 1 用紙に複写し、印刷し、又は出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写され、印刷され、又は出力されたものについては、片面を 1 枚として算定する。
- 2 用紙に複写し、印刷し、又は出力したものを交付する場合において、日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。